

PICK UP
01

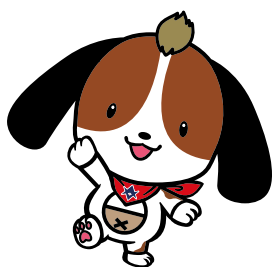
豊田市路上喫煙の防止等に関する条例

問い合わせ
 清掃業務課
 ☎71・3003



路上喫煙は、周囲の人のやけどや衣服の焼け焦げの被害の危険性があり、また、吸い殻のポイ捨てにより、ごみの散乱につながります。

路上喫煙を防止し、分煙施策を進めることで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間の創出や、市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的に、「豊田市路上喫煙の防止等に関する条例」を2018年3月26日に施行しました。



◀豊田市不法投棄防止キャラクター
 ポイSTOPくん



条例のポイント

(1) 喫煙マナーに関すること

- ・市民等は、歩行喫煙（自転車、オートバイに乗車中の喫煙を含む。）や他人に迷惑を及ぼす喫煙をしないように努めなければなりません。
- ・市民等は、喫煙をするときは、備え付けの灰皿又は携帯用吸い殻入れを使用し、たばこの火や吸い殻を適正に処理しなければなりません。

(2) 路上喫煙禁止区域に関すること

- ・市長は、路上喫煙の禁止をすることが特に必要と認める区域を、路上喫煙禁止区域に指定する

ことができます。

- ・市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、喫煙所の設置等、分煙の促進に必要な措置を講じます。
- ・市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはいけません。ただし、喫煙所や自動車の車内で喫煙をする場合を除きます。
- (3) 違反者に対する指導に関すること
- ・市長は、路上喫煙の禁止の規定に違反した者に対して、指導をすることができます。

喫煙規制の考え方

市内全域について歩行喫煙や他人に迷惑となるような喫煙をしないように努めることとし、ポイ捨てが多いなど、特に必要と認める区域を路上喫煙禁止区域に指定することができます。

公共用地（道路、広場、公園など）		私有地	
路上喫煙禁止区域	路上喫煙禁止区域以外	自主規制エリア	自主規制エリア以外
喫煙できません (喫煙所では可)	歩きたばこや 自転車、オートバイに 乗車中の喫煙をしない (努力義務)	喫煙できません (喫煙所では可)	規制なし
条例の対象		条例の対象外	

2019年3月1日(金)
豊田市駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定します。

安全確保やポイ捨て防止を目的に、人通りが多い豊田市駅周辺と飲食店が立ち並ぶ区域を、路上喫煙禁止区域とすることにしました。



自主規制エリアとは

路上喫煙禁止区域に隣接する民有地を路上喫煙禁止区域と同等の規制エリアに設定し、路上喫煙禁止区域等における分煙施策を官民が協定を交わして共働で取り組みます（再開発ビル管理会社：5社 鉄道会社：2社）。

条例に関するQ&A

Q：路上喫煙とは？

A：道路、広場、公園などの屋外の公共の場所において、喫煙をすることをいいます。ただし、喫煙所や自動車の車内で喫煙をする場合を除きます。

Q：路上喫煙禁止区域内に分煙施設(喫煙所)は、設置されますか？

A：非喫煙者と喫煙者の双方が快適に過ごせる空間を創出するよう非喫煙者に配慮しながら適切な場所に喫煙所を設

置する予定です。

Q：違反者に対する罰則規定はありますか？

A：喫煙者のマナー向上に向けた指導啓発が重要であると考え、罰則規定は設けていません。路上喫煙禁止区域に巡回指導員を配置し、指導啓発を行い、路上喫煙の防止を進めていきます。

Q：路上喫煙禁止区域以外で、路上喫煙をしてもよいのですか？

A：路上喫煙禁止区域以外に

おいても、歩きたばこや自転車、オートバイに乗車中の喫煙をしないように努めなければなりません。喫煙をするときは、備え付けの灰皿や携帯用吸い殻入れを使用するなど、喫煙マナーを守りましょう。

Q：電子たばこは、規制の対象になりますか？

A：電子たばここと加熱式たばこについても、吸い殻が発生することから、本市においては、喫煙行為とみなし、規制の対象とします。